

「通年議会」に関する視察報告

2025年10月

上野原市議会議員 川田好博

10月8日、議会運営委員会は、神奈川県厚木市議会及び秦野市議会を訪ね、「通年議会」について視察調査を行いました。

厚木市・秦野市の概況

		上野原市	厚木市	秦野市
推計人口	2025/9/1	20,896	222,940	159,991
人口減少率	最新国調5年間	-8.6%	-0.9%	-0.3%
市域面積		170.65km ²	93.84km ²	103.76km ²
産業構造	第一次	1.7%	1.2%	1.8%
	第二次	33.1%	25.9%	27.2%
	第三次	65.2%	72.9%	70.9%
一般職員等	一般職員	224	1,393	930
	うち消防職員	57	257	201
	うち技能労務員	2	83	41
	教育公務員	1	16	67
	合計	225	1,469	997
議会事務局職員		4	13	10
一般財源計		8,022,152	56,915,965	33,640,745
歳入合計		12,641,756	108,164,218	59,568,204
歳出合計		12,066,690	102,832,247	56,996,171
財政力指数		0.48	1.15	0.79
積立金現在高	財調	2,837,812	16,078,685	4,112,932
	減債	781,141	-	-
	特定目的	2,667,577	15,489,610	1,501,276
地方債現在高		11,430,108	67,207,396	31,770,546

2024年度 決算カード等により 作成

		上野原市	厚木市	秦野市
議員定数		14	28	24
常任委員会	総務産業(7)		総務企画(7)	総務(8)
	文教厚生(7)		市民福祉(7)	文教福祉(8)
			環境教育(7)	環境都市(7)
			都市経済(7)	
		予算決算(28)	予算決算(23)	
議員報酬	議長	340,000	566,000	556,000
	副議長	310,000	490,000	484,000
	議員	300,000	389,000	444,000
政務活動費		0	60,000	35,000

会期の規定

議会の会期については、地方自治法では、次のように規定しています。

第二条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

- ② 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。
(以下略)

第二条の二 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

- ② 前項の議会は、第四項の規定により招集しなければならないものとされる場合を除き、前項の条例で定める日の到来をもつて、普通地方公共団体の長が当該日にこれを招集したものとみなす。
- ③ 第一項の会期中において、議員の任期が満了したとき、議会が解散されたとき又は議員が全てなくなつたときは、同項の規定にかかわらず、その任期満了の日、その解散の日又はその議員が全てなくなつた日をもつて、会期は終了するものとする。

④ 前項の規定により会期が終了した場合には、普通地方公共団体の長は、同項に規定する事由により行われた一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から三十日以内に議会を招集しなければならない。この場合においては、その招集の日から同日後の最初の第一項の条例で定める日の前日までを会期とするものとする。

(以下略)

通常の方議会は、地方自治法第 102 条第 2 項の規定により、年 4 回の定例会を開くことを条例で定めていますが、年 1 回と条例で定めることもできます。「通年議会」とするには、この方法で実施することも可能ですが、2012 年の地方自治法改正より追加された第 120 条の 2 により、会期を 1 年間とする方法により実施することができます。

(前段の規定による「通年議会」については、議会運営委員会で 8 月 20 日、青梅市議会に視察調査をしています。)

両市議会とも、地方自治法第 102 条の 2 第 1 項の規定により、通年議会（通年会期制）を導入しています。

会期については両市とも、暦年を用い、1 月 1 日から 12 月 31 日を会期としています。通常の場合は、会期のはじめをもって、招集したとみなします。選挙が行われたときは、地方自治法の規定により、市長が選挙後 30 日以内に議会を招集します。

両市とも定例会議は年 4 回開いています。

厚木市議会では、定例会議は、

- (1) 2 月 22 日～3 月 19 日
- (2) 6 月 1 日～6 月 21 日

(3) 9 月 1 日～10 月 5 日

(4) 11 月 29 日～12 月 21 日

秦野市議会では、定例会議は、

(1) 2 月 20 日から 3 月 31 日まで

(2) 6 月 1 日から 6 月 30 日まで

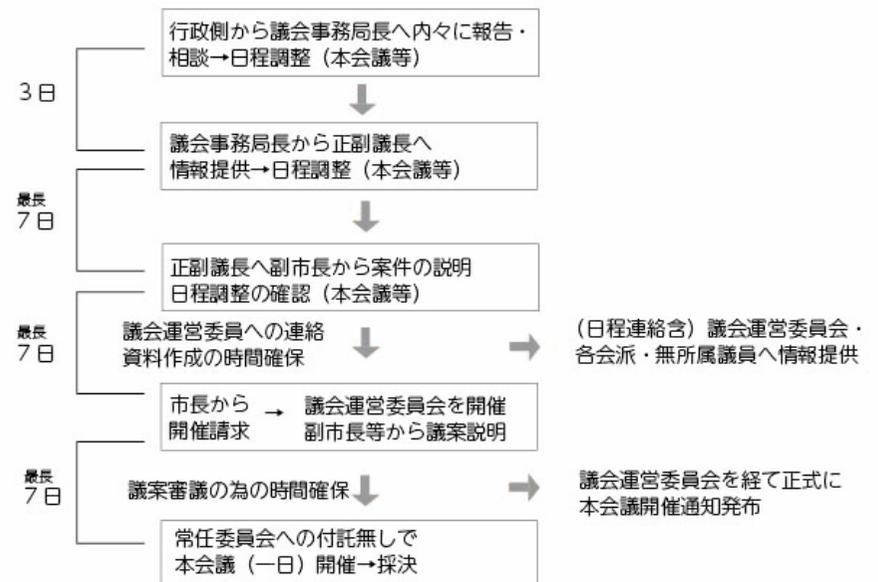
(3) 9 月 1 日から 10 月 20 日まで

(4) 11 月 25 日から 12 月 20 日まで

と、いずれも会期等に関する条例で定めています。

両市の臨時会議

厚木市議会、臨時会議開催のフロー



臨時会議については、

厚木市議会では、次の手順で開かれています。

厚木市議会では、これまで臨時会議は

2020年 3回

2021年 3回

2022年 1回

2023年 2回

2024年 2回（注 説明プリントの誤記？）

2025年 2回（10月8日現在）

開いています。

これらの臨時会議は、「新型コロナウイルス対応や物価高への緊急支援金などに対する補正予算を審議」と説明しています。

厚木市のホームページによると、2024年は3回の臨時会議を開いています。

2024年1月19日

議案第1号 手数料条例改正

戸籍法等の一部改正に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行手数料を定める。

2024年4月19日

報告第6号 専決処分の報告について（厚木市市税条例の一部を改正する条例）

地方税法改正による市税条例の改正

議案第33号 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

市職員の処分に伴う市長給料減額処分

議案第34号 工事請負契約の締結について

市道法面工事 330,044,000円

2024年8月6日

議案第44号 工事請負契約の変更について

工事請負契約の変更について

厚木市複合施設整備事業設計施工一括型業務（第Ⅲ期業務）に係る工事請負契約の変更 94,710,638円増額及び履行期限を2ヶ月延長。

議案第45号 令和6年度厚木市一般会計補正予算（第3号）

高齢者外出支援事業費 55,864円増額

秦野市議会では、臨時会議の手順についての説明はありませんでした。

2020年 1回 予算決算

2021年 2回

2022年 0回

2023年 1回 議員辞職の件

2024年 3回

2025年 0回（現在まで）

2024年2月1日

議案第1号

2023年度秦野市一般会計補正予算（第9号）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,206円増額補正

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 399,477円増額補正

2024年8月19日

議案第 32 号 副市長選任

議案第 33 号 固定資産評価員の選任

報告第 20 号 市道管理の瑕疵による損害賠償 18,453 円

2024 年 12 月 26 日

議案第 66 号 令和 6 年度秦野市一般会計補正予算（第 9 号）

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 628,245 円増額

専決処分について

「通年議会」とする理由に専決処分を少なくするということがあります。

専決処分に関する地方自治法の規定は、次のとおりです。

地方自治法 専決処分

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分には、地方自治法第 179 条に規定する次に開かれる会議で報告・承認が必要なものと、第 180 条に規定する報告のみですむものがあります。

第 180 条に関する専決処分は、議会の議決による指定が必要です。

上野原市では、次のように指定しています。

○市長の専決事項の指定について 平成 19 年 6 月 26 日 議決

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長が専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

1 市長が当事者である和解で、その目的の価格が 100 万円以下のもの。

2 法律上市の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が 50 万円以下のもの。

附則

この議決の効力は、平成 19 年 6 月 26 日から生ずるものとする。

厚木市議会では、次のように指定しています。

市長の専決事項の指定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項は、市長において専決処分することができる。

- 1 町区域の設定、廃止若しくは変更、住居表示の実施又は土地区画整理事業若しくは土地改良事業の実施に伴い、公の施設並びに事務所及び事務所の位置の表示が変更された場合に必要な条例の改正を行うこと。
- 2 法令の改正又は廃止に伴い、当該法令の題名、(条項又は用語を引用する条例の規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときしにおいて、当該条例の改正を行うこと。
- 3 会計年度末における法令等の改正に伴う必要な条例の制定及び改正を行うこと。
- 4 法人市民税の予定納税に係る還付金及び還付加算金に関する歳入歳出予算を補正すること。
- 5 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算を補正すること。
- 6 目的物の価格が 100 万円以下の事件について、訴えの提起、和解及び調停を行うこと。
- 7 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定やる金額以下で、法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。
(1) 損害賠償が保険等により給付されるもめ 当該保険金等の額
(2) 前号に掲げるもの以外のもの(保険金等に加算して支払う場合を含む。100 万円)
- 8 議会の議決を経た工事請負契約について、その契約金額の 1 割以

内の額に係る変更契約を締結すること。ただし、当該変更契約により増加又は減少をすることができる額は、厚木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年厚木市条例第 11 号)第 2 条に規定する額未満(注 1 億 5000 万円)とする。

- 9 本市における災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事等に関する歳入歳出予算の補正をすること。

厚木市の規定は、第 1 項、第 6 項、第 7 項について従前からありましたが、「通年議会」に移行してから、他の項目の追加が行われました。

厚木市

2 月定例会

報告第 1 号 専決処分の報告について(厚木市建築関係手数料条例の一部を改正する条例) 法令改正によるもの

報告第 2 号 専決処分の報告について(厚木市建築基準条例の一部を改正する条例) 法令改正によるもの

報告第 3 号 専決処分の報告について(厚木市市営住宅条例の一部を改正する条例) 法令改正によるもの

報告第 4 号 専決処分の報告について(工事請負契約の変更)

厚木北公民館新築工事に係る工事請負契約

変更前 816,464,000 円

変更後 815,610,400 円

減額 854,000 円

報告第 5 号 専決処分の報告について(厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条

例 法令改正によるもの

6 月定例会

報告第 11 号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

厚木北公民館新築工事

変更前 815,610,400 円

変更後 823,226,800 円

増額 7,616,400 円

報告第 12 号 専決処分の報告について（厚木市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例） 消防署の管轄区域の表示を変更

報告第 13 号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

市道 F - 795 号線法面改修工事（その 2）

変更前 330,044,000 円

変更後 334,482,500 円

増額 4,438,500 円

9 月議会

報告第 19 号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

厚木北公民館新築（電気）工事

変更前 183,960,700 円

変更後 189,522,300 円

増額 5,561,600 円

12 月議会

報告第 20 号 専決処分の報告について（令和 6 年度厚木市一般会計補正予算（第 5 号））

衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙に要する経費

厚木市の 2024 年の専決処分は、すべて地方自治法第 180 条第 1 項に

り市長に専決処分の権限を指定しているものです。

市長の専決事項の指定について

第 1 項によるもの（位置表示の変更） 1 件

第 2 項によるもの（法令の改正） 4 件

第 5 項によるもの（解散に選挙費） 1 件

第 8 項によるもの（工事契約変更） 4 件

秦野市では、次のように指定しています。

○議会の委任による市長の専決処分について

令和 3 年 10 月 5 日 議決

次に掲げる事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができるものとする。

- 1 本市が義務を負う損害賠償で、その金額が 100 万円以下のもの
- 2 本市が当事者となる和解で、その目的に係る金額が 100 万円以下のもの
- 3 簡易裁判所に対して民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）に規定する少額訴訟の申述をして、金銭の支払請求を目的とする訴えを提起すること。
- 4 議決により締結した工事請負契約について、その契約金額の 10 パーセント以内の額に係る変更契約を締結すること。ただし、変更することができる額は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年秦野市条例第 32 号）第 2 条に規定する額未満（注 1 億 5000 万円）とする。
- 5 次の各号に掲げる場合において、条例の改廃をすること。

(1) 法令の改正等に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する

条例の規定を整理する必要性が生じ、かつ、本市がその条例の改正をするに当たり、独自の判断をする余地がないとき。

(2) 法令の改正等に伴い、条例の改廃の必要性が生じ、議決に要する時間的余裕がないとき。

6 次の各号に掲げる場合において、緊急に必要となる予算を補正すること。

(1) 災害又は突発的な事故に伴う維持補修又は工事を行うとき。

(2) 解散、欠員等の理由に基づく選挙を行うとき。

(3) 市民生活又は市の事務に著しい支障が生じるおそれがあるため、迅速な対応が必要であると認められるとき。

(4) 既決予算の目的及び内容を超えない範囲において、迅速な対応が必要であると認められるとき。

附則

1 この議決の効力は、令和4年1月1日から生じるものとする。

2 議会の委任による市長の専決処分について(平成19年12月14日議決)は、令和3年12月31日限り、その効力を失うものとする。

秦野市議会の2024年専決処分に関する事案は、次のとおりです。

6月議会

報告第15号 専決処分の報告について

交通事故による損害賠償 924,900円

報告第16号 専決処分の報告について

交通事故による損害賠償 92,574円

報告第18号 専決処分の報告について

秦野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

法令改正による

報告第19号 専決処分の報告について

秦野市個人番号の利用事務を定める条例の一部を改正する条例

法令改正による

12月議会

報告第24号 専決処分の報告について

物損事故に係る損害賠償 153,060円

報告第25号 専決処分の報告について

交通事故に係る損害賠償 272,800円

報告第26号 専決処分の報告について

交通事故に係る損害賠償 7,323円

報告第27号 専決処分の報告について

交通事故に係る損害賠償 95,450円

報告第28号 専決処分の報告について

秦野市手数料条例及び秦野市建築基準条例

法令改正による

報告第29号 専決処分の報告について

令和6年度秦野市一般会計補正予算(第6号)

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行費

秦野市の2024年の専決処分は、すべて地方自治法第180条第1項にり市長に専決処分の権限を指定しているものです。

市長の専決事項の指定について

第1項によるもの(損害賠償) 6件

第5項によるもの(法令改正) 3件

第6項によるもの(解散選挙) 1件

両市の委員会の状況

2024年の厚木市議会の委員会開催日数は表のとおりです。

(令和6年出席状況一覧表から作成)

	3月議会	6月議会	9月議会	12月議会
総務企画常任委員会	1	1	1	1
市民福祉常任委員会	1		1	1
環境教育常任委員会	1	1	1	1
都市経済常任委員会	1		1	1
予算決算常任委員会	2	2	2	2
総務企画分科会	1	1	1	1
市民福祉分科会	1	1	1	1
環境教育分科会	1	1	1	1
都市経済分科会	1	1	1	1

2024年厚木市議会の委員会では、次の行政視察を行っています。

総務企画常任委員会所管事項調査

5月15日(水) 熊本県熊本市

調査項目 DXアクションプランについて

5月16日(木) 熊本県熊本市

調査項目 防災・減災対策について

市民福祉常任委員会所管事項調査

5月16日(木) 奈良県奈良市

調査項目 奈良市子どもセンターについて

5月17日(金) 奈良県奈良市

調査項目 地域共生社会の実現と重層的支援体制整備事業について

環境教育委員会所管事項調査

5月7日(火) 兵庫県宝塚市

調査項目 (1) 中学校部活動の地域移行について

(2) 自動採点システムについて

5月8日(水) 兵庫県

調査項目 (3) 兵庫型学習システムについて

都市経済常任委員会所管事項調査

5月7日(火) 山口県下関市

調査項目 中心市街地にぎわいプランについて

5月8日(水) 広島県広島市

調査項目 サッカースタジアム等整備事業

議会運営委員会所管事項調査

10月30日(水) 京都府精華町

調査項目 政策提言について

10月31日(木) 京都府南丹市

調査項目 議員定数について

広報広聴特別委員会行政視察

11月6日(水) 東京都足立区

調査項目 シティプロモーションに係る取組について

11月6日(水) 千葉県成田市

調査項目 議会広報紙づくり及び広聴活動について

中心市街地活性化特別委員会行政視察

11月7日(木) 新潟県長岡市

調査項目 長岡市中心市街地活性化基本計画、アオーレ長岡

11月8日(金) 新潟県新潟市

調査項目 にいがた2km事業、新潟駅周辺整備事業

2024年の秦野市議会の委員会開催日数は表のとおりです。

秦野市議会では、この間、政策提言を2回にわたって提出しています。

そのために定例会以外でも常任委員会を開催しています。

視察時にいただいた資料では、2023年の政策提言のために開いた常任委員会は、それぞれ1回でしたが、年度によって差があります。

	3月議会	6月議会	9月議会	12月議会	左記以外
総務常任委員会	1	1	1	1	8
文教福祉常任委員会	1	1	2	1	8
環境都市常任委員会	1	1	1	1	8
予算決算常任委員会	1	1	2	1	
総務分科会	2	1	2	1	
文教福祉分科会	2	1	2	1	
環境都市分科会	2	1	2	1	

秦野市議会では、これまで2回にわたって、市長に政策提言を行っています。

第1回 2023年3月

総務常任委員会： 防災意識の高揚に向けた提言書

文教福祉常任委員会： みんなを「つなぐ」エイジフレンドリーシティにむけて

環境都市常任委員会： 地域経済の活性化に向けた切れ目のない観光体験の実現のための政策提言書

第2回 2025年5月

総務常任委員会： 地域防災力の高い魅力あふれる秦野に向けて

文教福祉常任委員会： 安心して子育てできる環境づくりについて

環境都市常任委員会： 人手不足の状況下における持続可能な地域経済の活性化

2023年度、秦野市議会の委員会では、次の行政視察を行っています。

総務常任委員会

11月8日 愛媛県松山市

調査項目 選挙コンシェルジュ。選挙クルー・プロジェクトについて

11月9日 広島県尾道市

調査項目 新庁舎整備の取組について

11月10日 岡山県岡山市

調査項目 電子町内会について

文教福祉常任委員会

11月7日 大阪府守口市

調査項目 幼児教育・保育の無償化について

11月8日 岐阜県大垣市

調査項目 子育て支援について

11月9日 愛知県刈谷市

調査項目 小中学校体育館空調設備整備事業について

環境都市常任委員会

11月6日 愛知県半田市

調査項目 半田市バイオマス産業都市について

11月7日 大阪府堺市

調査項目 環境行動変容促進事業について

11月8日 静岡県浜松市

調査項目 公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業について

議会運営委員会

1月25日 香川県高松市

調査項目 議会改革の取組について

1月26日 香川県坂出市

調査項目 議会における広報一広聴の取組について

質問項目に対する回答（抜粋）

質問項目	厚木市	秦野市
会期が通年の場合、メリハリはどのようになっていますか	従前どおりの運営をしている。可能な限り定例会議で行っている。	定例会議で議案審議に集中し、それ以外の会議では政策提言等について協議している。
メリット・デメリットについて教えてください。	10年を経過している中で、通年議会が普通の感覚になっている。	メリット ①政策立案機能の強化 ②危機管理上の迅速な対応 課題 ・議会費予算、事務局職員の負担 ・臨時会議の開催スケジュール ・政策提言におけるアドバイザー費用 ・議会報告会でのファシリテーション能力

「通年議会」の視察について考えたこと（私見）

「通年議会」について、一般的に次のように考えられています。

■ メリット

- ① 議会の迅速な対応：議長が必要に応じて本会議を招集できるため、災害などの緊急事態に迅速に対応できます。
- ② 首長（市長・町長など）の専決処分を抑制：議会の休会期間がな

くなるため、首長が議会の議決を経ずに案件を決定する「専決処分」が減少します。

- ③ 議会機能の強化：案件の審査に十分な時間を確保でき、議会の監視機能や政策立案機能が強化されます。
- ④ 委員会活動の充実：委員会をいつでも開催できるようになり、請願・陳情の審査が随時行えます。
- ⑤ 議会の自律性向上：首長の招集なしに議会が主体的に活動できるようになります。

■ デメリット

- ① 行政の負担増：議会への対応や質問が増加し、行政側の事務負担や待機時間が増える可能性があります。
- ② 議員活動への制約：予定外の会議招集により、議員の日程調整が難しくなったり、地域活動や自己啓発に充てる時間が減ったりする懸念があります。
- ③ 弾力的な運営が困難：行政のスケジュールが制約され、行政事務や住民サービスに影響が出る可能性が指摘されています。
- ④ 制度運用上の課題：会期が長くなることで、「一事不再議（同一会期中は同じ案件を再度提出できない）」や「会議録の調整」などの運用について、新たな対応が必要となります。

デメリット①については、厚木市、秦野市、青梅市 3市の視察を通じて、なるべく従前の通りに運営していくという努力をしているので、軽減することが可能だと思いますが、議会事務局の負担は増すと考えられます。

「緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がない」という理由で専決処分ができなくなるので、臨時議会の開催についてのスケジュール調

整は困難が増します。これを避けるために、「通年議会」制を取っている自治体は、長に専決処分をできる範囲を広げて対応しています。その場合は、議会に報告するだけですまされます。「通年制」でなければ、専決処分は、次回開かれる議会での承認が必要です。地方自治法の改正以前は、専決処分の承認を議会が否決しても、その効力は保たれていましたが、地方自治法第 179 条 4 項で「条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない」とされたので、専決処分についての議会の権能が強化されています。

首長に専決処分の範囲を広げることについては、慎重でなければと思います。特に日切れ法案の改正による専決処分は、安易に範囲を広げることには反対です。地方自治法第 179 条により、専決処分を行い、次回の本会議で承認すれば、何の問題もありません。

デメリット④については、厚木市の例にある通り、条例で規定すれば、解決できると思います。

メリット①について、災害等の対応のためには、予算執行が伴うものについては、行政当局との調整が必要で、議会単独で対応するのは、極めて限定的です。

メリット②については、前述した通り、両刃の刃です。議会の承認がある専決処分は減りますが、報告ですむ専決処分が増えるのでは、本末転倒です。

メリット③については、特に「通年議会」でなくても確保できるものです。秦野市の政策提言についても、各常任委員会でテーマを決めて取り組んでいます。現在でも、閉会中の調査について申請をすれば、できる課題です。政策提言については、議会及び議会事務局の調査能力の向上こそ求められていると思います。

メリット④については、特に請願・陳情の審査を随時行う必要性を感じません。審議が不十分であれば、継続調査にして、閉会中に会議を開けば解決します。

メリット⑤については、議会から要求しても首長が招集に応じなければ、地方自治法第 101 条に議長が招集できる規定があるので、運用すれば解決します。

結論 「通年議会」の導入にあたっては、慎重に議論を重ねる必要があると考えます。